

令和6年第6回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年6月7日(金)

午前9時30分開会

午前10時30分閉会

2. 場 所 廿日市市役所 7階会議室

3. 出席委員(農業委員 13名)

1番 河井 孝之

2番 木浦 紀幸

3番 神鳥 正貴

4番 是佐 恵美子

5番 松井 祥壯

6番 梶原 安行

7番 山田 政則

8番 岩木 國明

9番 古川 憲吾

10番 吉田 雅子

11番 中谷 純子

13番 岡 真由美

14番 岩本 博志

(推進委員 12名)

推進委員 中山 憲治

推進委員 中田 進

推進委員 掘田 良昭

推進委員 三田 邦男

推進委員 小西 礼子

推進委員 松井 辰夫

推進委員 田丸 和也

推進委員 岡村 昭男

推進委員 安井 多佳子

推進委員 登 宏太郎

4. 欠席委員(1名)

12番 中田 安義

推進委員 倉本 良夫

推進委員 清水 透

5. 議事録署名委員

8番 岩木 國明

9番 古川 憲吾

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長 斎藤 千文

次長 竹上 教東

主任主事 武田 枝梨加

(佐伯支所) 次長 藤本 秀樹

(吉和支所) 主事 真鍋 秀

(大野支所) 主任主事 奥田 規之

(宮島支所) 主任主事 佐々木 駿

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

(1) 議案 24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
(利用権貸借)

(2) 議案第 25号 農地法第3条の規定による許可申請について

(3) 議案第 26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

(4) 議案第 27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(5) 議案第 28号 令和5年度農業委員会の農地利用最適化の進捗の状況その他

事務の実施状況の公表（案）について

(6) 議案第 29 号 令和 6 年度の最適化かつづの目標の設定等（案）について

《報告事項》

- (1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
(2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

《協議事項》

- (1) 協議第 1 号 農地パトロールについて

9. その他

(開会 午前 9 時 30 分)

事務局	<p>初めに岩本会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。</p>
岩本会長	<p>だいまから、令和 6 年第 6 回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 14 名、本日の出席委員 13 名、欠席委員 1 名。在任委員の過半数の委員が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の指名を行います。廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づき、8 番、岩木委員さん、9 番、古川委員さんのご両名にお願いをいたします。</p> <p>それでは、ただいまから議事に入ります。</p> <p>まず初めに、審議事項に入ります。</p> <p>議案第 24 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 24 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借について説明させていただきます。ここからは、座って説明させていただきます。</p> <p>議案書は 3 ページになります。</p> <p>番号 38 番、農地の所在は、峠字大向井、登記地目は田で、面積は 1 筆の 199 平方メートルで、利用目的は田です。期間は、報告日から令和 16 年 3 月 31 日までの、使用貸借の新規設定を行うものです。</p> <p>本件につきましては、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第 24 号、農業経営基盤強化促進法に基づ</p>

	<p>く農用地利用集積計画の利用権貸借についての説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>38番について、三田委員さんお願ひいたします。</p>
三田推進委員	<p>推進委員の三田です。38番について説明を致します。</p> <p>場所は、友和小学校、または、〇〇があるのですけども、そこから南に下がったところであります。5月15日に事務局と河井委員、小西さんと私の4名で現場確認を行っております。利用権を受ける〇〇さんですが、農業を続けるには体力的に厳しいということでありまして、近くの〇〇さんに無償で耕作を依頼されるものであります。農地の周りですが、コンクリートなどで整備されておりまして、日当たりも非常に良い場所であります。何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この件につきまして、ご意見・ご質問等があればお願ひいたします。</p> <p>ございませんか。</p>
	<p>『委員より質疑等なし』</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第24号について、承認することに異議はございませんか。</p>
	<p>『委員より異議等なし』</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第24号について承認することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請について議案としますが、番号153番及び154番については、議席番号2番の木浦委員さんが関係する案件のため、番号145番、147番、150番を審議後、議案26号の審議後まで木浦委員さんは退席となりますので、よろしくお願いをいたします。</p>
議長	<p>それでは、事務局から、145番、147番、150番の説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号145番、147番、150番について説明させていただきます。</p> <p>議案書は5ページになります。</p> <p>まず、番号145番、農地の所在は、友田字法伝平。登記地目は畠で、面積は1筆の376平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は、労力不足により耕作困難。譲受人は、新規に農業経営を始めるため、有償の所有権移転です。</p> <p>次に、番号147番、農地の所在は、地御前字木上、登記地目は田で、面積は、2筆の1, 594平方メートルの申請で、権利の移転理由は、譲渡人は、登記整理を行うため。譲受人は、新規に農業経営を始めるため、有償の所有権移転です。</p> <p>次に、番号150番、農地の所在は、峠字八幡原。登記地目は畠で、面積は1筆の831平方メートルの申請で、権利の移転理由は、譲渡人は、遠方のため耕作困難譲。譲受人は、自宅に近く便利であるため、無償の所有権移転です。</p> <p>いずれも、保有する機械等から判断し、農地取得後もすべての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号145番、147番、150番について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>145番について、小西委員さんお願いします。</p> <p>小西推進委員</p> <p>推進委員の小西です。5月15日に、河井委員、三田委員、事務局と4人で現地確認をいたしました。145番の農地法第3条の申請について説明をいたします。場所は、友田法伝平という地区で近くには○○があり、1筆376平方メートルの面積です。譲渡人の○○さんは、相続のために予定外で所有したため、農作業未経験で維持することができずに、今回、譲受人の○○さんが新規に耕作を始めるそうです。現地確認したところ、既に切り花用のお花がたくさん咲いており、サトイモやジャガイモなどを耕作しております、何も問題ないと思われますので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p> <p>議長</p> <p>ありがとうございました。</p>
-----	---

	147番について、中山委員さんお願いします。
中山推進委員	<p>推進委員の中山です。5月22日に、岩本会長、事務局2名と現地を確認しております。現地は、西広島バイパスから〇〇の下にあたる市街化調整区域になります。現地を確認したら、譲受人さんは、複数人で現在、当該農地を借りられて耕作をされてる方で、このたび、相続で譲渡人さんが処分しないといけないということです。造園業を営まれている譲受さんが手を挙げて、取得されるという経緯でした。現地は、きれいに車も入るような形で整備されて、耕作状況も良好でしたが、農業と関係ないごみなのか機材なのかわからないですが、そういったものが奥のほうにちょっと固まってあったりですとか、市街化調整区域にもかかわらず倉庫のような建物を建築されたりが見受けられたので、その点が都市計画法上問題なければ、そういう条件を付して審議いただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>150番について、河井委員さんお願いいたします。</p>
1番委員	<p>1番の河井です。150番の農地法3条の申請について説明をいたします。5月15日に、三田・小西、両委員、事務局と4人で現地確認をしております。場所は、〇〇の入口の反対側あたりになります。申請人のお二人は、従兄弟の関係になります。また、譲受人の〇〇さんは、安佐南区に住んでおられて遠方のために管理が困難なため、無償の所有権移転の申請です。譲受人の〇〇さんは家が近く管理がしやすく、また、現在、栗や柿、リンゴなどの木を植えておりるので、引き続き果樹園としての利用をされる予定です。農機具等は借りて管理されるそうです。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この3件につきまして、ご意見・ご質問等があればお願いをいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りをいたします。</p> <p>議案第25号のうち、145番、147番、150番について、許可することに異議はございませんか。</p> <p>《委員より異議等なし》</p>

議長

異議なしと認め、議案第25号のうち、145番、147番、150番について、許可することに決定をいたします。

次に、議案第25号のうち、153番、154番について、審議をいたします。

木浦委員さん、退席をお願いいたします。

=木浦委員退席=

議長

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号153番、154番について説明させていただきます。

議案書は6ページ、7ページになります。

まず、番号153番、農地の所在は、友田字橋桁。登記地目は田で、面積は13筆の6, 899平方メートルの申請です。

権利の移転理由は、譲渡人は、高齢のため耕作困難。譲受人は、新規に農業経営を始めるため、有償の所有権移転です。

次に、番号154番、農地の所在は、津田字小更。登記地目は、田及び畠で、面積は8筆の2, 725平方メートルの申請で、権利の移転理由は、譲渡人は、遠方のため耕作困難。譲受人は、自宅に近く便利であるため、有償の所有権移転です。

いずれも、保有する機械等から判断して、農地取得後もすべての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。

以上で、議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号153番、154番について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。
153番について、小西委員さんお願ひいたします。

小西推進委員

推進委員の小西です。5月15日に、河井委員、三田委員、事務局と4人で現地確認をいたしました。153番の農地法第3条の申請について説明をいたします。場所は、○○の裏側と表側方面の13筆6, 899平方メートルの面積です。譲渡人の○○さんは、高齢で遠方にお住まいです。

	<p>あり、耕作が困難のため、有償の所有権移転の申請です。譲受人は、〇〇を経営しておられ、造園の設計・施工、観葉植物、柿など、栽培を販売しておられます。この申請は、〇〇さん個人で観葉植物、柿などを栽培されるものです。一部には栗の木などが植えてありますので、引き続き果実園として利用されます。この農地の周りには、ほかの人の農地が少ないため、問題はないと思われます。よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>154番について、松井委員さんお願ひいたします。</p>
松井推進委員	<p>推進委員の松井でございます。議案第25号、番号154番について、着座のまま説明をいたします。現地確認ですが、5月17日に、市職員及び農業委員並びに私、計3名で確認をしております。場所ですが、佐伯支所から東方約1キロ付近で県立佐伯高等学校があるのですが、その南側でございます。所在地は、津田字小更の7筆の面積2,725平方メートルでございます。申請内容ですけれど、先の申請場所8筆を、譲渡人は、遠方に住んでおります。兄弟2人ですけれど、1名は広島市内に、1名は大阪のほうにいらっしゃるのですが、耕作困難ということで、近傍に居住しておられます借受人が耕作しようとする農地法第3条の規定による許可申請でございます。現地確認時には、既に花木、栗並びに柿の木等を植えておられて、畑として一部また整地もされておりました。</p> <p>今後の影響等ですが、書いてありますように、また先ほど言いましたように、遠方で、年5、6回帰省されて草刈等を、大阪の弟さんがされておりますのを、私、確認をしておりますが、何せ遠方ということで、困難という状態でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この2点について、ご質問等があればお願ひをいたします。</p> <p>ございませんか。</p>
	<p>『委員より質疑等なし』</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第25号のうち、153番、154番について、許可することに異議はございませんか。</p>

『委員より異議等なし』

議長

異議なしと認め、議案第25号のうち、153番、154番について、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第26号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について議案としますが、本件は、議席番号2番の木浦委員さんが関係する案件のため、木浦委員退席のまま審議を行います。

それでは、説明をお願いいたします。

事務局

議案第26号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明させていただきます。議案書は8ページになります。

番号152番、農地の所在は、津田字小更。登記地目は畠で、面積は1筆の26平方メートルの申請です。

転用理由は、住宅の敷地として利用するための申請ですが、前の所有者が農地転用の手続を行わず利用していたもので、顛末書が提出されております。

本件について書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。

以上で、議案第26号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。

152番について、松井委員さんお願いいいたします。

松井推進委員

推進委員の松井でございます。議案第26号、番号152について、着座のまま説明いたします。先ほどの議案第25号と同じ所有者の方でございます。現地確認は、先ほど言いましたように5月17日にしております。申請場所も、先ほど言いましたとおりでございます。内容ですが、1筆26平メートルですけれど、住宅の一部として使用しているため、農地法第4条第1項の規定による許可申請をしていくものでございます。現地確認時には、申請地の一部に既に木造の倉庫等が存在しております、隣接と一体利用するための地目変更で登記整理されるものと思慮いたします。先ほど事務局が言われましたように、顛末書の提出もされているようでございます。今後の影響等ですけど、現状は特に変わるものではなく、周辺農地への影響は全く考えられません。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。以上です。

議長

ありがとうございました。

	<p>この件につきまして、ご意見・ご質問等あればお願いいいたします。 ございませんか。</p> <p>『委員より質疑等なし』</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りします。 議案第26号について、許可することに異議はございませんか。</p> <p>『委員より異議等なし』</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第26号について許可することに決定をいたします。 それでは、木浦委員さん、お席にお戻りください。</p> <p>=木浦委員復席=</p>
議長	<p>続きまして、議案第27号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案とします。説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第27号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明させていただきます。議案書は9ページ、10ページになります。</p> <p>番号142番、農地の所在は、大野字垣ノ浦八坂の第2種農地で、登記地目は田及び畠で、面積は2筆の1, 313平方メートルの申請です。</p> <p>転用理由は、駐車場及び庭敷地として利用するための申請です。</p> <p>次に、番号143番、農地の所在は、玖島字長谷の第2種農地で、登記地目は田で、面積は3筆の596平方メートルの申請です。</p> <p>転用理由は、資材置き場及び駐車場として利用するための申請です。</p> <p>次に、番号148番、農地の所在は、上平字大原の第2種農地で、登記地目は田で、面積は1筆の299平方メートルの申請です。</p> <p>転用理由は、住宅及び倉庫の敷地として利用するための申請ですが、前の所有者が農地転用の手続を行わず利用していたもので、顛末書が提出されております。</p> <p>次に、番号149番、農地の所在は、大野字戸石川の第2種農地で、登記地目は田で、面積は1筆の1, 142平方メートルの申請です。</p> <p>転用理由は、駐車場として利用するための申請です。</p>

	<p>次に、番号 151 番、農地の所在は、栗栖字五所河内の第2種農地で、登記地目は田で、面積は1筆の280平方メートルの申請です。</p> <p>転用理由は、住宅の敷地として利用するための申請です。</p> <p>いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。</p> <p>以上で、議案第27号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>142番について、中田委員さんお願ひいたします。</p>
中田推進委員	<p>大野地区推進委員の中田です。142番について説明いたします。5月22日、山田委員、大野支所職員と私の3人で現地確認を行いました。場所は、大野字垣ノ浦と同じく八坂の2筆で、場所は、宮浜温泉より少し下ったところの付近にあります。転用目的は、露天駐車場と庭の敷地にするということで、周辺にも影響はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>143番について、堀田委員さんお願ひいたします。</p>
堀田推進委員	<p>推進委員の堀田です。番号143号について説明します。5月16日、岩木委員、事務局1名と現地調査を行いました。場所については、旧玖島小学校と芸南ゴルフ場の中間に位置しております。今回の所有権移転により、露天資材置場及び駐車場等にして利用するもので、現地については、長年、耕作放棄されていました。それと、隣接する宅地も一緒に所有権の移転をし、物の重さを量ったりする、量りを製作する会社を設置するということです。特に問題はないと思われます。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>148番について、是佐委員さんお願ひします。</p>
4番委員	<p>148番について説明します。4番のは是佐です。6月7日に、事務局職員と登さんと私とで、現地を確認いたしました。この家は、家の半分以上が農地のままであったように思われます。しかし、○○さんと○○さんは親子で、このたび息子さんが帰ってこられて家を改造したときに、それが分かったようです。木造2階建て住宅を建設される予</p>

定で、倉庫と一棟とを建てられております。住宅及び倉庫として利用するために、顛末書が出ておりますので、別に問題はないかと思いますが、古い先祖の方が農地のまま家を建てておられたようです。昔は藁家だったように、私、記憶しているのですけれども、そこが平屋建てになりました。その時、農地のまま広げられたのだと思うのですが、このたび孫が戻られて、そこに新しく家を改造される時に農地のままである事が出たのだと思います。それで顛末書を出しておられますので、何ら問題はなかろうかと思います。よろしく審議のほうお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

149番について、山田委員さんお願ひします。

7番委員

7番の山田です。149番ですが、5月22日に、中田推進委員、それから大野支所職員と一緒に現地を確認しております。この田んぼは、以前、瓜を栽培されたいたように思いますが、このたび、露天の駐車場にするということで申請が出ております。転用によって、周辺農地に支障を与えるものではないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

151番について、田丸委員さんお願ひします。

田丸推進委員

推進委員の田丸です。151番について説明いたします。

5月16日に、神鳥委員、事務局1名と私、計3名で現地確認をしました。今回の譲受人である○○さんの現住所は広島市なのですが、既に数各所に菜園を持たれ、週に4、5回は、朝早くから野菜作りに励まれております。地域住民との関係も良好で、問題なく思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議長

ありがとうございました。

この5件について、ご質問等があればお願ひいたします。ございませんか。

《委員より質疑等なし》

議長

意見がないようですので、お諮りします。

議案第27号について、許可することに異議はございませんか。

《委員より異議等なし》

議長	<p>異議なしと認め、議案第27号について、許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第28号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、及び、議案第29号、令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）については、関連案件のため、まとめて議案とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第28号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、及び、議案第29号、令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について説明をさせていただきます。</p> <p>議案書は11ページ、12ページです。また、議案書と一緒に送付いたしました議案第28号資料①、議案第29号資料①もあわせてご覧ください。</p> <p>この議案につきましては、国からの通知「農業委員会の適正な事務実施について」により、各市町の農業委員会が、毎年その年の活動の点検・評価及び次の年の活動計画について公表することになっています。</p> <p>今後のスケジュールといたしまして、本日、皆さんでご審議いただき、決定後、県を通じて国に報告をし、市ホームページで公表する予定となっています。</p> <p>内容の詳細の朗読につきましては省略をさせていただき、主な点のみ摘まんで説明させていただきます。</p> <p>まず、議案第28号資料①の2ページをお開きください。</p> <p>最適化活動の実施状況の中の、1最適化活動の成果目標（1）農地の集積の③「実績」をご覧ください。</p> <p>令和5年度の集積面積20.2ヘクタールとなっています。</p> <p>続いて、3ページ目の（3）、下のほうになるのですが、新規参入の促進というところの①「現状及び課題」をご覧ください。</p> <p>令和5年度の地域参入は26経営体、取得農地面積は2.91ヘクタールとなっております。</p> <p>続いて、議案第29号のほうですが、資料①令和6年度最適化活動の目標設定等についてご覧ください。</p> <p>まず、Iの農業委員会の状況、1ページですが、2の農家・農地等の概要の中で、認定農業者の「経営数」が30となっておりますが、これは、前年度と増減はないということになります。</p> <p>あと、2ページの1、最適化活動の成果目標。農地の集積の②目標についてですが、「今年度の新規集積目標」10ヘクタール、「今年度末の累積の集積面積」が145ヘクタールということにしております。</p>

	<p>これらの目標につきましては、農業委員会事務局としても達成できるように、農業委員さん、推進委員さんとともに取り組んでいきたいというふうに考えております。</p> <p>なお、ここで決定した後に県に提出しますが、軽微な修正がある可能性もありますので、それにつきましては、事務局のほうで責任を持って行いたいと考えております。</p> <p>以上、議案第28号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」及び議案第29号「令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について」の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>この件につきまして、ご意見・ご質問等があればお願ひいたします。</p>
7番委員	<p>資料1の1ページ目ですが、耕作面積は782ヘクタールになっていますね。2ページの最適化活動の成果目標として、管内の農地面積は772になっていますが、どちらが本当ですか。見たところ、同じ資料から取ったのではないですか。これで間違いないですか。</p>
事務局	<p>28号の表側の1ページが782になっておりまして、それが、この令和5年4月1日現在です。</p> <p>2ページ目の上側のところの772というのは、その年度末に772になります。</p> <p>それが、そのまま今度、29号に反映してきてるのだと思います。</p> <p>29号をお持ちでないとなると、ちょっと説明が難しいのですが。</p>
7番委員	<p>ああ。1ページ目の782と2ページ目の772は、両方とも正解ということですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
7番委員	<p>間違いではないですね。</p>
事務局	<p>はい。4月1日現在が782だったものが、年度末になって772になって、次の29号のものにその772を引き継いでいかれているということで、29号の2ページ目は、まだ年度が終わってないので772のままになります。</p>
7番委員	<p>わかりました。年の初めと終わりということですね。</p>

事務局	ということです。
議長	ほかにご意見ございませんか。
	《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第28号及び議案第29号について、異議はございませんか。
	《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第28号及び議案29号について、(案)のとおりに決定をいたします。 続きまして、報告事項に入ります。 報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について報告します。説明をお願いします。
事務局	報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について報告させていただきます。議案書は13ページとなります。 今月の報告は、令和6年4月11日から令和6年5月10日までの間に受理した1件です。詳細の説明は省略させていただきます。 本件については、書類審査後、地元地区担当委員と事務局事務局職員で議事現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い受理通知書を交したものです。 以上で、報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について報告を終わります。
議長	これについて、質疑等があればお願ひいたします。 ございませんか。
	《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第1号を終わります。 報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告します。説明をお願いします。
事務局	報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告させていただきます。議案書は14ページから17ページとなります。 今月の報告は、令和6年4月11日から5月10日まで

	<p>の間に受理した12件です。詳細の説明は省略させていただきます。</p> <p>番号103番と108番については、関連案件となります。</p> <p>それから、番号109番、113番、124番、140番、141番については、前の所有者が農地転用の手続を行わず利用していたため、顛末書が提出されております。</p> <p>それから、番号122番と番号123番については、関連案件で、一時転用となります。</p> <p>いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い受理通知書を交付したものです。</p> <p>以上で、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告を終わります。</p>
議長	<p>これについて、質疑等があればお願いをいたします。 ございませんか。</p> <p>『委員より質疑等なし』</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第2号を終わります。 続きまして、協議事項に入ります。</p> <p>協議第1号、農地パトロールについて、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>協議第1号、農地パトロールについて説明をさせていただきます。</p> <p>事前にお配りした協議第1号の資料①をご覧ください。</p> <p>農地パトロールにつきましては、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生防止対策等のため、今年度も実施をいたします。</p> <p>お手元の実施要領につきましては、昨年までの変更はありませんので、ご確認いただければと思います。</p> <p>現地調査にあたっては、地球温暖化の影響もありますし、もう日中気温も高い日が続いております。7月以降はさらに暑い日が続くと思いますので、委員の皆さんには体調に十分注意いただくとともに、現地調査実施の際には、帽子、腕章などの着用をお願いしたいと思います。</p> <p>それから、廿日市地域・大野地域の相続税納税猶予対象農地につきましては、事務局で現地調査を行います。委員の皆様には、それ以外の農地の利用状況調査を行っていただけだと思います。</p> <p>現地調査の際に使う地番図につきましては、事務局で作</p>

	<p>成し、でき次第、各支所に配布をいたします。</p> <p>委員の皆さんと担当の方、日程調整を行っていただいて、7月、8月で農地パトロールを実施していただければと思います。</p> <p>なお、農地パトロールの実施につきましては、7月号の広報で掲載を行う予定としております。</p> <p>以上で、協議第1号、農地パトロールについての説明を終わります。</p>
議長	<p>これについて、質疑等があればお願いします。 ございませんか。</p>
	<p>『『委員より質疑等なし』』</p>
議長	<p>質疑がないようですので、協議第1号について協議を終わります。</p> <p>特にないようですので、以上で本日の総会を終了いたします。</p> <p>委員の皆様には、慎重にスムーズにご審議をいただき、ありがとうございました。</p> <p>次回の第7回農業委員会総会は、7月9日、火曜日、午前9時30分から廿日市市役所7階会議室で行います。</p> <p>大変ありがとうございました。</p>

(閉会 午前10時30分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年7月9日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長） _____

廿日市市農業委員会委員（8番委員） _____

廿日市市農業委員会委員（9番委員） _____